

放課後児童クラブについて

子育て支援課

放課後児童健全育成事業について

- 児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

放課後児童クラブについて（全国）

- **設置状況**

全国 26,625か所

- **登録児童数**

1,311,008人（令和2年7月1日現在：厚生労働省調べ）

- **運営主体別数**

公営 8,103か所

民営18,522か所

- **実施場所**

学校の余裕教室、学校敷地内専用施設、児童館など

放課後児童クラブについて（大和郡山市）

- **設置状況**

11校区，16支援単位

- **登録児童数**

878人（令和元年度実績報告による）

- **運営主体別数**

民営（保護者会 10校区，運営委員会 1校区）

- **実施場所**

学校の余裕教室、学校敷地内専用施設、公民館

放課後児童クラブの基準について

- **職員**
放課後児童支援員を支援の単位ごとに2人以上配置
(うち1人を除き、補助員の代替可)
- **開所日数**
原則1年につき250日以上
- **開所時間**
土、日、長期休業期間等(小学校の授業の休業日)
→ 原則1日につき8時間以上
平日(小学校授業の休業日以外の日)
→ 原則1日につき3時間以上

放課後児童クラブの開所日数について

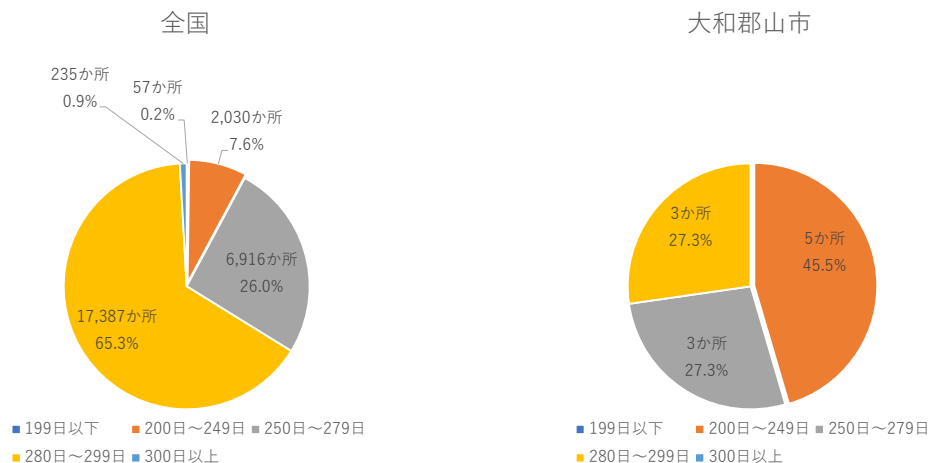
- 開所日数(全国は令和2年概算、大和郡山市は令和元年実績による)

開所日数	クラブ数(全国)		クラブ数(大和郡山市)	
199日以下	57か所(0.2%)		0か所(0.0%)	
200日~249日	2,030か所(7.6%)		5か所(45.4%)	
250日~279日	6,916か所(26.0%)		3か所(27.3%)	
280日~299日	17,387か所(65.3%)		3か所(27.3%)	
300日以上	235か所(0.9%)		0か所(0.0%)	
合計	26,625か所(100%)		11か所(100%)	

土曜日開所の有無	クラブ数（全国）			クラブ数（大和郡山市）
あり	24,384か所（91.6％）	毎週	17,944か所（67.4％）	6 か所（54.5％）
		隔週等	6,440か所（24.2％）	
なし	2,241か所（8.4％）			5 か所（45.5％）
合計	26,625か所（100％）			11か所（100％）

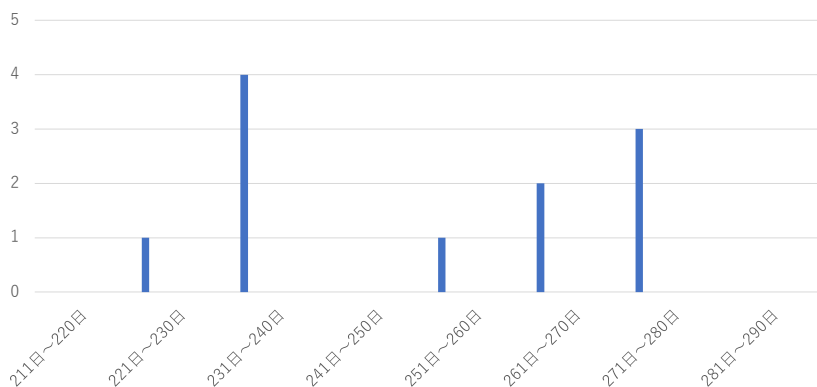
放課後児童クラブの開所日数について

- ・開所日数（令和２年度）



放課後児童クラブの開所日数について

開所日数別、大和郡山市放課後児童クラブ数（令和元年度）



放課後児童クラブの開所日数について

- まとめ
 1. 開所日数について、国の基準である「原則 1 年につき250日以上」を満たす放課後児童クラブは全国で92.2%、大和郡山市で54.6%となっています。
 2. 令和元年度の平日は、行政機関において239日あります。
 3. 令和元年度において月に 1 度程度の土曜日の開所を実現できれば、 250日以上の開所を実現できる計算になります。
 4. 「令和 3 年度概算要求の概要等について」の中で、全国での放課後児童クラブに対する保護者調査では、開所日に関する満足度が高いことから、（仮称）大和郡山市放課後児童クラブ運営協議会についても年間250日以上の開所日数の確保を目指したいと考えています。

放課後児童クラブの開所時間について

- 平日開所時間（令和 2 年度概算による） ※平日開所しているクラブ対象

開所時間	クラブ数（全国）	クラブ数（大和郡山市）
10：59以前	2,508か所（0.2%）	1 か所（9.1%）
11：00～11：59	1,166か所（7.6%）	0 か所（0.0%）
12：00～12：59	4,755か所（26.0%）	0 か所（0.0%）
13：00～13：59	10,942か所（65.3%）	8 か所（72.7%）
14：00以降	7,242か所（0.9%）	2 か所（18.2%）
合計	26,613か所（100%）	11か所（100%）

- 平日閉所時間（令和 2 年度概算による） ※平日開所しているクラブ対象

開所時間	クラブ数（全国）	クラブ数（大和郡山市）
17：00以前	215か所（0.8%）	0 か所（0.0%）
17：01～18：00	5,136か所（19.3%）	4 か所（36.4%）
18：01～18：30	5,876か所（22.1%）	6 か所（54.5%）
18：31～19：00	13,352か所（50.2%）	1 か所（9.1%）
19：01以降	2,034か所（7.6%）	0 か所（0.0%）
合計	26,613か所（100%）	11か所（100%）

放課後児童クラブの開所時間について

- 長期休暇等の開所時間（令和２年度）※長期休暇等に開所しているクラブ対象

開所時間	クラブ数（全国）	クラブ数（大和郡山市）
6：59以前	13か所（0.0％）	0か所（0.0％）
7：00～7：59	8,837か所（33.4％）	0か所（0.0％）
8：00～8：59	17,239か所（65.2％）	10か所（90.9％）
9：00～9：59	290か所（1.1％）	1か所（9.1％）
10：00以降	63か所（0.2％）	0か所（0.0％）
合計	26,442か所（100％）	11か所（100％）

- 長期休暇等の閉所時間（令和２年度）※長期休暇等に開所しているクラブ対象

開所時間	クラブ数（全国）	クラブ数（大和郡山市）
17：00以前	353か所（1.3％）	0か所（0.0％）
17：01～18：00	5,452か所（20.6％）	4か所（36.4％）
18：01～18：30	5,771か所（21.8％）	6か所（54.5％）
18：31～19：00	12,984か所（49.1％）	1か所（9.1％）
19：01以降	1,882か所（7.1％）	0か所（0.0％）
合計	26,442か所（100％）	11か所（100％）

放課後児童クラブの開所時間について

- まとめ

- 平日及び長期休暇等の開所時間は、大和郡山市と全国で大きく変わらないものとなっています。
- 平日の閉所時間は、大和郡山市の放課後児童クラブで18：30を超えて開所している割合が9.1％で、全国の57.8％と差があります。
長期休暇等の閉所時間も18：30を超えて開所している割合は、大和郡山市で9.1％、全国で56.2％と差があります。

放課後児童クラブにおける月額利用料について

- 月額利用料（令和２年度概算による）※利用料の徴収を行っているクラブ対象

利用料の月額	クラブ数（全国）	クラブ数（大和郡山市）
4,000円未満	4,829か所（18.8％）	0 か所（0.0％）
4,000～6,000円未満	7,176か所（28.0％）	2 か所（18.2％）
6,000～8,000円未満	5,059か所（19.8％）	9 か所（81.8％）
8,000～10,000円未満	3,620か所（14.1％）	0 か所（0.0％）
10,000～12,000円未満	2,014か所（7.9％）	0 か所（0.0％）
12,000円以上	1,940か所（7.6％）	0 か所（0.0％）
おやつ代等のみ徴収	972か所（3.8％）	0 か所（0.0％）
合計	25,610か所（100％）	11か所（100％）

ただし、上記利用料とは別に実費徴収を行っているクラブが17,075か所（64.1％）あります。そのうち1,000円未満の徴収が1,964か所（7.4％）、1,000円以上の徴収が15,111か所（56.7％）です。

放課後児童クラブの月額利用料について

- まとめ

- 月額利用料について、全国でおやつ代等のみの徴収を含めて8,000円未満となっている割合が60.4％となっており、大和郡山市の放課後児童クラブも全て8,000円未満となっています。
そして、最も高い割合は4,000～6,000円未満となっています。
- 一方で、全国の放課後児童クラブのうち56.7％が利用料のほかに月額1,000円以上の実費徴収を行っています。
- 以上のことから、（仮称）大和郡山市放課後児童クラブ運営協議会設立にあたって利用料を6,000円からスタートし、引き下げあるいは引き上げについて、毎年見直しを行っていきたいと考えています。